

競争参加者の資格に関する公示

日本原（８）隊舎新設等総合設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和８年４月10日

中国四国防衛局長 深和 岳人
(公印省略)

1 業務概要

- (1) 業務の名称 日本原（８）隊舎新設等総合設計
- (2) 履行場所 岡山県勝田郡奈義町
- (3) 業務内容 本業務は、以下を行う業務である。

主な施設

【日本原駐屯地】

- ・保管庫新設 平屋建 約820㎡×1棟
- ・隊舎新設 11階建 延面積 約20,000㎡×1棟

建物附帯一式、解体工事一式、駐屯地内ユーティリティー式

【日本原演習場】

- ・廠舎新設 3階建 延面積 約3,000㎡×1棟

建物附帯一式、解体工事一式、駐屯地内ユーティリティー式

上記に係る基本設計及び実施設計（なお、保管庫新設は、上記に係る実施設計のみ）

計画通知等手続き一式

- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年２月29日まで
ただし、保管庫新設は令和９年２月26日までとする。

2 資格審査の申請方法

- (1) 申請書の交付期間

令和８年４月10日から令和８年７月28日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

- (2) 申請書の交付場所

防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6－30 広島合同庁舎 4 号館 7 階

中国四国防衛局総務部契約課契約審査第 2 係

TEL 082－223－7233

E-mail keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

(3) 申請書の提出期間

令和8年4月10日から令和8年6月1日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

なお、令和8年6月2日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、開札の時までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

(4) 申請書の提出場所

上記（2）に同じ。

(5) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記3（1）から（5）までの条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。なお、紙により申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

送付先メールアドレス：上記（2）に同じ。

(6) その他

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

3 共同体としての資格

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 共同体の代表者は、防衛省における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る「A」の格付を受けた者、及び、共同体の代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」、「土木業務」、「電気業務」、「機械業務」又は「通信業務」のいずれかに係る「B」又は「A」の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として、中国四国防衛局に競争参加を希望していること。

イ 共同体の各構成員に求める級別の格付は、分担業務額に応じた等級以上であること。

ウ 一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和6年10月1日付防衛省整備計画局建設制度官公示）4（2）に該当しないものであること。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務ごとに、担当（主任）技術者を配置するものとする。
また、代表者たる構成員は、管理技術者 1 名を配置するものとする。

(4) 共同体としての資格及び審査

上記(2)に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(5) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

4 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記 3 (1) アの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記 2 により申請をすることができる。この場合において、上記 3 (1) アの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記 3 (1) アの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

5 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

6 資格の有効期間

上記 5 の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格審査結果通知の日から当該業務の引渡し完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7 その他

- (1) 共同体の名称は、「日本原（８）隊舎新設等総合設計〇〇・〇〇共同体」とする。
- (2) 共同体協定書については、上記 2 (2) の交付場所において交付する所定の様式を参考に作成する。